

## 定額減税・調整給付金

デフレ脱却のための一時的な措置として、納税義務者本人および控除対象配偶者（または同一生計配偶者）・扶養親族1人につき、2024年分の所得税から3万円、2024年度の市・県民税所得割額から1万円の定額減税が実施されます。

なお、定額減税額が税額を上回る方には、調整給付金を支給します。詳しくは、[千葉市 定額減税調整給付金](#)

	市・県民税	所得税
対象	合計所得金額が1,805万円以下で所得割が課税されている方	合計所得金額が1,805万円以下の方
定額減税額	1万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族)	3万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)
調整給付額	【下記】の合算額(1万円単位で切り上げ)	
	定額減税額が2024年度市・県民税所得割額を上回り定額減税しきれない額	定額減税額が2024年分推計所得税額(2023年分所得税額)を上回り定額減税しきれない額
* 国外に居住している控除対象配偶者・同一生計配偶者・扶養親族を除く		

### 調整給付金の手続方法など

**手続方法** 支給対象となる方に、8月までに支給に関する案内を送付します。申請方法はマイナンバーカードを利用したオンライン申請と書類による申請などです。支給の案内が届きましたら、申請をお願いします。

**支給方法** 8月以降に口座振込 **申請期限** 10月31日(木)

☎市定額減税調整給付金コールセンター ☎0120-682-017 (平日9:00~20:00日曜日は17:00まで)

耳や言葉の不自由な方 ☎050-1799-0206 ✉info@chiba.chousei-kyuuhu.jp

マイナンバーカードを利用したオンライン申請は、スマートフォンなどを利用することで、簡単に支給までの期間も短く、添付書類も不要で便利です。事前に公金受取口座の登録をお願いします。



デジタル庁  
ホームページ

## 価格高騰重点支援給付金のこども加算の申請はお済みですか？

令和5年度価格高騰重点支援給付金を受けた方を対象とした、こども加算の申請期限は7月31日(木)までです。申請がお済みでない方は、お早めの手続きをお願いします。なお、こども加算以外の令和5年度価格高騰重点支援給付金の申請受付は終了しています。

### 18歳以下の児童を扶養している世帯への加算(こども加算)

令和5年度価格高騰重点支援給付金を受けた世帯のうち、2023年12月2日以降に生まれた児童を扶養している世帯や、住民票が別にある児童を扶養している世帯などは、個別の申請によりこども加算の対象となる場合があります。詳しくは相談窓口またはコールセンターへお問い合わせください。[千葉市 こども加算](#)

**対象** 令和5年度価格高騰重点支援給付金を受給した世帯で、18歳以下(2005年(平成17年)4月2日以降出生)の児童を扶養している世帯

**申請期限** 7月31日(木)消印有効

相談窓口(支給対象の確認・申請は不可)

**日時** 平日9:00~11:30、12:30~17:00

**会場** 中央保健福祉センター13階、花見川保健福祉センター3階、稲毛保健福祉センター1階、若葉区役所1階、緑保健福祉センター2階、美浜保健福祉センター4階

☎市価格高騰重点支援給付金コールセンター

☎0120-592-028 (平日9:00~17:00)

耳や言葉の不自由な方 ☎245-5541

✉kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

6月1日~9月30日は食品衛生夏期対策期間

## 食中毒を予防しましょう

食中毒予防の3原則は、食中毒菌を「付けない、増やさない、やっつける」です。調理・食事の前には必ず手を洗うとともに、家庭でも次の点に十分注意しましょう。

**食品の購入** 肉・魚・野菜などの生鮮食品は新鮮な物を購入しましょう。

**保存** 冷蔵や冷凍の必要な食品を購入したら、短時間で持ち帰り、冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。

**下準備** 調理器具は使用前に洗浄・消毒しましょう。生の肉や魚などの汁が、サラダなど生で食べる食品や調理済の食品にかからないようにしましょう。

**調理** 肉類などの加熱して調理する食品は、十分に加熱(目安は、食品の中心部の温度が75℃で1分以上)しましょう。特にレバーなどの内臓は、新鮮なものでも、O157やカンピロバクターなどの食中毒菌が付着している可能性がありますので、中心部まで十分加熱しましょう。

**残った食品** 放置せず、清潔な器具や容器を使って、冷蔵庫などで保存し、早めに食べましょう。温め直すときも食品全体を十分に加熱しましょう。

☎食品安全課 ☎238-9935 ☎238-9936

## 感染症を防ぐために蚊にご注意を！

蚊は、ジカ熱やデング熱、日本脳炎などの感染症を媒介する場合があります。これらの感染症を防ぐためには、蚊を発生させないこと、蚊に刺されないことが重要です。

特に、蚊の幼虫(ボウフラ)対策は、今の時期から始めましょう。

### 蚊を発生させないために

蚊の成虫は、水辺に卵を産み、幼虫は水中で成長します。水たまりをなくすことで、蚊の発生を抑えることができます。

- 側溝は定期的に清掃しましょう。
- 植木鉢の受け皿や空き容器、ビニールシート、古タイヤなどに水を溜めないようにしましょう。
- くみ置きの水は週に1回は取り替えましょう。

### 蚊に刺されないために

- 蚊の多い場所(やぶ、草むらなど)に行く時は、肌の露出を避けましょう(長袖・長ズボンを着る、サンダルでも靴下を履くなど)。
- 必要に応じて、虫よけ剤や蚊取り線香などを使用しましょう。

☎環境衛生課 ☎238-9940 ☎238-9945 (蚊の防除対策について)

☎感染症対策課 ☎307-7273 ☎238-9932 (感染症について)

